

核医学施設責任者ならびに核医学診療に従事されている皆様へのお願い  
—放射性医薬品を投与された患者さんのオムツ等の取扱い（管理）の徹底について—

平成 24 年 3 月 15 日  
一般社団法人 日本核医学会  
理事長 井上 登美夫  
特定非営利活動法人 日本核医学技術学会  
理事長 渡邊 浩

拝啓 時下ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より核医学診療にご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご承知のこととは思いますが、核医学診療は薬事法で認可された放射性同位元素（以下、RI）を用いることにより病態や臓器機能を画像化できる検査法として、また、患者さんの QOL の低下を抑えつつ治療できる方法として世界的に確立してきました。しかしながら、RI を患者さんに投与することに伴って、患者さんの排泄物等に RI の一部が混入いたします。ただし、RI が混入した排泄物等を看護師が取扱った場合であっても被ばく線量が小さいことが明らかになっております。

一方、本邦の「廃棄物処理および清掃に関する法律」では、RI および RI に汚染された物は産業廃棄物業者の集荷対象から除外されており、RI が混入した廃棄物を取扱うことができません。そのため、平成 13 年 3 月、核医学診療に関連する 5 団体が連名で「放射性医薬品を投与された患者さんのオムツ等の取扱いについて（核医学診療を行う医療従事者のためのガイドライン）」を作成し、核医学診療を実施する医療機関にオムツ等の患者さんの排泄物等が混入した感染性廃棄物の管理の徹底をお願いしているところです。これに伴って感染性廃棄物が廃棄物業者の方々を設置したゲートモニターで感知される事例はほとんどなくなりました。しかし、最近感染性廃棄物から放射線が検出される事例が散発されるようになりました。これは、昨年 3 月に生じた福島第一原発事故に伴って放射性物質が飛散したことから、廃棄物業者の方々が増えたと推察しております。医療機関から排出した感染性廃棄物からバックグラウンドレベルを超える放射線が検出される事例が相次いで生じることは、核医学診療ひいては医療への不信・不安を惹起させることに繋がりがねず本学会としては非常に重要な問題と考えております。

貴院におきましては、上記ガイドライン等に基づいて適切に管理されていることと思っておりますが、再度管理の徹底の指示と実施状況の確認をお願いいたします。

なお、上記ガイドライン（改訂 2 版）ならびにマニュアルは日本核医学会ホームページ上（<http://www.jsnm.org/files/pdf/guideline/2012/k-41-2-11.pdf>）からダウンロード可能です。また、日本核医学技術学会のホームページには、「廃棄物管理に関する Q&A コーナー」（<http://www.jsnmt.umin.ne.jp/contents/haikiqa/top.htm>）を設けており、Q&A 集が掲載され、また、新たな質問を受け付けておりますのでご活用ください。

貴院にご負担をおかけすることと存じますがご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具